株式会社マネーフォワード　定款

２０１２年　５月１８日　登記
２０１２年１０月２７日　改正
２０１２年１１月３０日　改正
２０１２年１２月１４日　改正
２０１３年　３月　８日　改正
２０１３年１０月１９日　改正
２０１４年　２月　４日　改正
２０１４年１２月１２日　改正
２０１５年　２月２５日　改正
２０１５年　９月　３日　改正
２０１６年　２月２６日　改正
２０１６年　９月１５日　改正
２０１７年　２月２８日　改正
２０１７年　４月　４日　改正
２０１７年　６月２３日　改正
２０１７年　６月２４日　改正
２０１９年　２月２４日　改正
２０２０年　２月２０日　改正
２０２０年１２月　１日　改正

第１章　総　則

（商号）

第１条　当会社は、株式会社マネーフォワードと称し、英文では Money Forward, Inc. と表示する。

（目的）

第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

(1)　インターネット、携帯情報端末のウェブサイトの企画、制作、運営及びポイントサービス並びにそれらの受託
(2)　インターネットを利用した各種情報提供サービス、データ、データ分析に関する企画、設計、作成、開発、構築、販売、運営及び並びにそれらの受託
(3)　インターネット、携帯情報端末等を活用した広告及び通信販売に関する企画、立案、作成、運営並びにそれらの受託
(4)　IT システムの構築及び運用並びにそれらの受託
(5)　コンピュータ、その周辺機器・関連機器及びそのソフトウェア・ハードウェアの研究、企画、設計、開発、販売、保守並びにそれらの受託
(6)　書籍・雑誌その他の印刷物、及び電子出版物の企画・制作・販売
(7)　映像・音声コンテンツの企画・制作・販売
(8)　講演会、シンポジウム、セミナー等の企画、立案、受託及び運営
(9)　経営、人事、販売促進、経理、給与、労務、総務等の事務代行業務
(10)　ビジネスプロセスアウトソーシング及びビジネスプロセスサポートに関する業務
(11)　有料職業紹介事業及び労働者遣事業並びに人材の職業適性能力開発のための研修、指導及び教育事業
(12)　求人、求職情報提供サービスの企画、運営、管理業務
(13)　国内外の有価証券、外国為替、ファンド、不動産、デリバティブ取引、商品先物取引、匿名組合等への投資、運用及び管理
(14)　金銭の貸付、金銭の貸借の媒介、債務の保証及び引き受け、各種債権の売買並びにその他の金融業
(15)　信用調査及び市場調査に関する業務
(16)　第一種金融商品取引業、第二種金融商品取引業、投資運用業、投資助言・代理業及び金融商品仲介業
(17)　確定拠出年金運営管理業並びに確定拠出年金の導入支援、企画、コンサルティング及びサポート業務
(18)　銀行代理業
(19)　電子決済等代行業
(20)　前払式支払手段の発行業務及び資金移動業
(21)　損害保険の代理業及び生命保険の募集に関する業務

(22) 収納代行業、集金代行業及び支払代行業
(23) 発電事業及び電気、蒸気その他エネルギーの供給に関する事業並びに電力小売り事業
(24) 不動産の所有、売買、賃貸借及び管理並びにそれらの仲介及び斡旋
(25) 旅行業及び旅行業者代理業
(26) ファイナンシャルプランニング業務並びにその仲介及び斡旋
(27) 住宅ローン、相続に関する助言及びコンサルティング並びにそれらの仲介及び斡旋
(28) 前各号に関するコンサルティング業務
(29) 前各号に付帯関連する一切の事業

（本店の所在地）
第3条　当会社は、本店を東京都港区に置く。

（公告方法）
第4条　当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

（機関の設置）
第5条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
(1) 取締役会
(2) 監査役
(3) 監査役会
(4) 会計監査人

第2章　株式

（発行可能株式総数）
第6条　当会社の発行可能株式総数は、89,956,000株とする。

（自己株式の取得）
第7条　当会社は、会社法第165条第 2 項の規定により、取締役会の決議をもって、市場取引等により自己の株式を取得することができる。

（単元株式数）
第8条　当会社の単元株式数は、100株とする。

（単元未満株式についての権利）
第9条　当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使す

ることができない。

(1)　会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利

(2)　会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利

(3)　株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(4)　次条に定める請求をする権利

（単元未満株式の買増請求）

第 10 条　当会社の株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる当会社の株式を売り渡すことを当会社に請求することができる。

（株式等の割当てを受ける権利等の決定）

第 11 条　当会社は、当会社の株式（自己株式の処分による株式を含む）及び新株予約権を引き受ける者の募集をする場合において、株主に株式又は新株予約権の割当てを受ける権利を与える場合には、その募集事項、株主に当該株式又は新株予約権の割当てを受ける権利を与える旨及び引受けの申込みの期日は取締役会の決議によって定める。

（株主名簿管理人）

第 12 条　当会社は、株主名簿管理人を置く。

2.　株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。

3.　当会社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式並びに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。

（株式取扱規程）

第 13 条　株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

（基準日）

第 14 条　当会社は、毎年 11 月 30 日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主（以下「基準日株主」という。）をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2.　前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とすることができる。

第３章　株主総会

（招集）

第 15 条　定時株主総会は、毎事業年度終了後 3 か月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。

（招集権者及び議長）

第 16 条　株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

2.　株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

（議決権の代理行使）

第 17 条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、議決権を行使することができる。

2.　前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに提出しなければならない。

（決議の方法）

第 18 条　株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2.　会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

（議事録）

第 19 条　株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録する。

（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）

第 20 条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第４章　取締役及び取締役会

（取締役の員数）

第 21 条　当会社の取締役は 12 名以内とする。

（取締役の選任）

第 22 条　取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2.　取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3.　取締役の選任決議は、累積投票によらない。

（取締役の任期）

第 23 条　取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

（代表取締役及び役付取締役）

第 24 条　当会社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。

2.　代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。

3.　取締役会は、その決議によって、取締役社長 1 名を選定し、取締役会長 1 名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

（取締役会の招集権者及び議長）

第 25 条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）

第 26 条　取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

（取締役会の決議の方法）

第 27 条　取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

（取締役会の決議の省略）

第 28 条　当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

（取締役会の議事録）

第 29 条　取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

（取締役会規程）

第 30 条　取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（取締役の報酬等）
第 31 条　取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任免除）
第 32 条　当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について、善意でかつ重大な過失のない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。
2.　当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について、善意でかつ重大な過失のない場合は、法令が定める額を限度額として責任を負担する契約を締結することができる。

第５章　　監査役及び監査役会

（監査役の員数）
第 33 条　当会社の監査役は、5 名以内とする。

（監査役の選任）
第 34 条　監査役は、株主総会の決議によって選任する。
2.　監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

（監査役の任期）
第 35 条　監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
2.　補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

（常勤監査役）
第 36 条　監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

（監査役会の招集通知）
第 37 条　監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

（監査役会の決議の方法）
第 38 条　監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

（監査役会の議事録）

第 39 条　監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

（監査役会規程）

第 40 条　監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。

（監査役の報酬等）

第 41 条　監査役の報酬等は株主総会の決議によって定める。

（監査役の責任免除）

第 42 条　当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について、善意でかつ重大な過失のない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

2.　当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について、善意でかつ重大な過失のない場合は、法令が定める額を限度額として責任を負担する契約を締結することができる。

第６章　会計監査人

（会計監査人の設置）

第 43 条　当会社は会計監査人を置く。

（会計監査人の選任）

第 44 条　当会社の会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

（会計監査人の任期）

第 45 条　会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2.　会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

（会計監査人の報酬等）

第 46 条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第７章　計　算

（事業年度）

第 47 条　当会社の事業年度は毎年 12 月 1 日より翌年 11 月 30 日までとする。

（期末配当金）

第 48 条　当会社は、株主総会の決議によって、毎年 11 月 30 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を行う。

（中間配当金）

第 49 条　当会社は、取締役会の決議によって、毎年 5 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

（期末配当金等の除斥期間）

第50条　期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

2.　未払の期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。